

令和7年度第4回播磨町人権尊重まちづくり検討委員会 会議録

日時

令和7年9月29日(月) 9:30～11:10

場所

播磨町役場第2庁舎 3階 会議室2

次第

- 1 はじめに (教育長)
- 2 報告事項
 - (1) 各種調査結果について
- 3 協議事項
 - (1) 人権尊重のまちづくり推進計画の素案検討①について
 - (2) その他
- 4 連絡事項
- 5 おわりに (教育委員会 部長)

資料

- ・ 第4回検討委員会資料
- ・ 第4回検討委員会資料(差し替え分)
- ・ 第3回資料からの修正点について
- ・ 関連事業一覧

議事要旨

発言者	内 容
教育長	<開会> < 1 はじめに> ようやく秋が感じられるようになってきた。非常にここ数年夏が長くなってきており、暑さ寒さも彼岸までというのがずれてきているような気がする。本日はお忙しい中ご出席いただき感謝する。今回はアンケート調査をふまえて播磨町人権尊重のまちづくり条例の趣旨と、住民の意識のギャップが表面化してくると思う。その中で課題も出ており、課題解消に向けての推進計画ということで、貴重なご意見をいただければと思う。限られた時間だがよろしくをお願いしたい。私事だが明日をもって教育長を退任することとなった。委員の皆様には播磨町に今後もお力をいただけることをお願いしたい。 < 2 報告事項> (1) 各種調査結果について（事務局より説明）
委員長	職員意識調査結果報告書の3ページの回答者の特性についてだが、正規職員が6割、非正規が4割ということになっている。正規・非正規別の集計も出しているのか
事務局 (支援事業者)	一応出している。
委員長	何か特徴はあるのか。
事務局 (支援事業者)	まず年齢構成の違いがある。播磨町では60歳以上がすべて非正規となっている。60歳でいったん定年となっていることによるものと思われる。また研修の回数などは明らかに正規職員が多くなっている。知識等については全体的に非正規職員のほうが知らない傾向はあるが研修の回数も少なくなっている。
委員長	非正規のイメージとして、若くて研修を受ける機会が少ないのかと考えたが、若いとは限らないということか。
事務局	そういうことになる。平均年齢で言えば非正規のほうが高い。
委員長	ということは、非正規で年齢が高い人は研修を受けている回数がある可能性も

発言者	内 容
	あるということになるだろうか。
事務局	他には、会計年度任用職員は女性が多いといった傾向はある。
委員長	色々な回答で 100%になるはずのところがそうではないというのは、非正規職員の影響もあるのかと思った。
委員	職員意識調査で回収数、回収率の記載があるが、計画案の意識調査の回収率が 87.4%というのは妥当なのか。職員が 278 人いるなら 95、96%になるのが妥当ではないかと思うがどうか。
事務局	本来であれば 100%を目指すべきところで、事務局としては低いと感じた。部長を通じて以来したということとりマインドも繰り返しての結果であるが、子育て支援センターの職員など、インターネット上での調査では、パソコンに触れていない職員もあることから、短い時間で周知しきれなかったこともあるかと思う。再度啓発をしていく中ではすべての職員に周知できるような取り組みをしていきたい。
委員	回収率が少し低くて、疑問に感じたところであった。
事務局	学校生活サポーターや調理員などのパソコンを使わない職員が多くおり、このような結果になる予想はあった。2 週間ばかりの調査であったため、1 か月あったらより上がったと思う。教育委員会としては申し訳なかったと思う。
委員	住民意識調査の分析結果報告書について、問 9 の子どもに関する人権問題について、住民意識調査は 18 歳以上なので、こどもの意見が反映されていないと思う。こどもにアンケートを取るのは難しいと思うが、「はりま こども・若者みらいプロジェクト」（播磨町こども計画）を見ると、18～29 歳は若者に含まれているが、こどもが入っていないので、どのように考えたらいいかと思う。今後、こども自身の意見が反映される人権啓発の推進計画が基本的には必要だと思う。そのあたりは、どのようにこどもの意見を今後取り上げるか、播磨町こども計画においてもこどもの意見を聴取していくと書かれているので、除外した形になっているのは今後の検討課題だと思う。
事務局	国の調査に合わせた形で実施しており、対象も 18 歳以上に合わせている。こどもの意見を聴取するという、「こども基本法」や「子どもの権利条約」においても重要とされていることについて、本町においては今年度「播磨町こどもの権利

発言者	内 容
	条例」の制定を進めており、実際に条例案をパブリックコメントに出している。これに基づいて 12 月議会に上程する予定であり、承認されれば来年 4 月に施行となる。この条例について、こども会議という形で、町内の小中学生 15 名の応募者の意見を聞いて、条例の名称を作ったり、条例の前文についても、こどもの思いを色々と意見を出していただいて、作っている。こどもの意見を基に作る条例ということになっており、意見を聴取するということではできているかと思う。今後についてもこの流れを継続していきたいと思っている。アンケートとしては漏れているところだが、町全体としてはそのように進めたいと思っている。
委員	小中学生だと 15 歳までになる。15～17 歳の層が出てきていないことになる。
事務局	パブリックコメントについて、町内の高校に通学する生徒も対象となるため学校を通じて呼びかけているところである。
委員	今後の課題として、そのようなところが気になった。
委員長	今後に向けての貴重なご提案であったし、播磨町こどもの権利条例のパブリックコメント中ということで、来年度以降また、こどもの意見表明を重視した施策が推進されると思うので期待したい。
	< 3 協議事項 > (1) 人権尊重のまちづくり推進計画の素案検討①について（事務局より説明）
委員長	12 ページから第 2 章となっているが、基本的な考え方についてご意見はないか。それでは第 3 章について特に意見をいただければと思う。資料 15 ページの「1 分野横断的な施策の推進」ということで、「(1) 人権教育の推進」、「(2) 人権啓発の推進」、「(3) 人権相談・支援体制の充実」、「(4) 関係機関・関係団体との協働」、「(5) インターネット上の人権侵害に対する取組」の 5 項目があげられている。分野を縦とすれば、分野横断的な横ぐしとして 5 項目に整理されているが、何かご意見はあるか。
副委員長	17 ページ「(4) 関係機関・関係団体との協働」の施策の方針の○の 4 つ目にピアカウンセリングとある。ピアカウンセリングについては説明を入れないと読んだ人にはわからないと思う。
委員	年号については、元号と西暦を併記でそろえていただくのが良い。今は併記さ

発言者	内 容
	れていないところがある。ルビのある資料はありがたいが、ページがずれる問題があった。
副委員長	第3章以降で整合が取れていない。
事務局	最終的に、出来上がった段階ではルビはふらないが、インターネットではルビがあるものも出すようにしたい。
委員	日本語教室でも使うので、ルビがあるものが欲しい。また、西暦でないと外国人は分かりにくい。
委員長	他にお気づきの点はないか。播磨町と言ったり、本町と言ったりという点の使い分けのルールの確認をお願いする。 それでは、第3章「2 様々な人権課題についての取組の推進」について、まず「(1) ジェンダー平等」からどうか。私も専門分野に近いので、読ませていただいて、大きなものではないが、方針の○の2つ目の中で、「ジェンダーの平等」とあるのは、「ジェンダー平等」で統一するのが良いと思った。他になれば「(2) こども」についていかがか。
副委員長	「(2) こども」の冒頭で、「こどもを中心とした社会を実現する」というのは違和感がある。こどもの意見表明権とか、こどもの権利を尊重した社会を、といった表現にしないと、と思う。もう少し表現を考えたほうが良い。高齢者はどうなるのかという問題もある。
事務局	こども家庭庁の設置のうたい文句だが、考えたい。
委員	国の資料から引用されていると思うが、推進計画ができればまた県にも報告すると思う。そこでなぜその表現にしたのかということの整合を取る必要がある。町としてなぜそういう表現を取ったのか、ということの説明も必要になるので、問いに対してきちんと答えられるようになっているといいと思う。
事務局	検討したいと思う。
近藤委員	本文の最期の段落だが、20 ページの中頃、「『こども会議』の開催し」は「『こども会議』を開催し」にすべきだと思う。
委員	今日配布の差し替え資料の9 ページだが、「子ども」を「こども」に修正したと

発言者	内 容
	いうことだろうか。
委員長	素案についてはひらがなの「こども」で統一するのが基本ということだが、意識調査では調査項目として「子ども」になっていたということか。
事務局	こども家庭庁が基本的にひらがなを推奨しているため、固有名詞などは除いて、一般にはひらがなの「こども」とする。
委員長	調査報告書の表現は調査項目に合わせて漢字になっているということである。
委員	「こどもを中心とした社会の実現」という表現は私も引っかけたところである。また、施策の方針の6つ目に「引きこもり、ニート、不登校」とあるが、引きこもりやニートについては18歳未満をこどもというなら、あまり当てはまらないと思う。
事務局	こどもの定義自体が18歳までのものと、成長段階にあるものという定義があり、そのあたりが難しくなっている。10代ではなく、30、40歳代の引きこもりもあるため、少し考えたい。
委員長	次の「(3) 高齢者」に進みたい。何か気が付いた点はないか。
委員	21ページの上から4行目、「課題に、問題に」となっており、修正が必要だと思う。
事務局	「問題に」を削除する。
委員長	それでは22ページ「(4) 障がい者」についていかがか。
副委員長	読点が2重になっているのは訂正をいただいたが、○の二つ目、「障害者差別法」はよくない。「解消法」である。また、「広く周知を図る」という表現について、何を周知するのが読み取れない文章になっている。
事務局	合理的配慮についての周知であることがわかるよう検討したい。
委員長	本文3段落目の「障がいのある人が住み慣れた地域で」という文章で、「その特性等に」とあるのは「その特性等に関する」といった表現のほうが良いと思う。

発言者	内 容
委員	この文章だけではないが、播磨町における「障害者」の表記について、障害者基本法の社会モデルでは漢字で書くようになっている。なぜ「がい」がひらがなののか。障害者基本法の中でも、厚労省の表現もすべて「障害者」である。医療モデルでの理解ではなく、社会との関係で環境や偏見があつての障害があるということからすれば、ここだけではないが、播磨町の表記の仕方はどうかということはある。医療モデルになったり、社会モデルとしてとらえた障害者の表現になったり、いつも混乱していると思う。人権尊重のまちづくり推進計画関連事業一覧を見ると、3ページ目の障害児就学支援、と言ったところでは漢字を使っている。他でも法律は漢字になっている。こうした表記はどうかと思う。
委員長	法律に合わせるのが良いということか。
委員	国はすべて「障害者」を使っている、漢字で使っているのではということである。
委員長	国はそのように表記しているが、一般には害という字を避けるということで広がっている。
事務局	「障害者計画」の策定にあたっても色々と議論をしたところである。法律は漢字、人を表すのはひらがなとして町はそれで統一しているので、今回の人権の計画についてもそれに則った形になっている。障害者計画でもそのような議論をしてきたが、町としてはこれで行くのでご理解いただきたいと思っている。
委員長	本文1段目の「障害の社会モデル」は漢字とひらがなどちらが正しいのか。文章の中での表現はどうか。
事務局	そこは確認したい。
委員	本文2段目の「旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等の被害」とあるのがわかりにくい。「優生手術等」という中に人工妊娠中絶が含まれているので、「優生手術等」は省いてはどうか。
委員長	男性対象もあるので優生手術という表記になっている。事務局はいかがか。
事務局 (支障課)	優生手術というのはこどもができないようにする手術で男女ともに対象となり、人工妊娠中絶は、できたこどもを生まれないようにする手術なので、内容が異なっており、併記する形でよいと考えている。

発言者	内 容
委員長	「(5) 部落差別（同和問題）」についてどうか
副委員長	「部落差別解消法」について、ほかでは「部落差別解消推進法」となっていたので統一したらいいと思う。本文下から3行目、「播磨町人権同和教育研究会」の「教育」が抜けている。方針の4つ目の○で「問い合わせがあった場合に適切な対応が行われるよう、『播磨町差別事象等に係る対応の基本姿勢』について定めています」となっているが、「播磨町差別事象等に係る対応の基本姿勢」の手前に「町職員向けに」と入っている方がわかりやすいと感じた。
委員長	4つ目の○の文章の組み立ては検討してもらえればと思う。 続いて「(6) 外国人」のところについてはどうか。
委員	西暦のところは修正をお願いしたい。
委員長	3つ目の段落で、「一方、社会においては、地域コミュニティから」とあるが、「社会においては」はなくてもよいと思う。また、「外国人」という呼び方について、「外国人の方々」という表現もあり、統一した方がよいと思う。「参加いただく」という敬語も直した方がよいと思った。 それでは「(7) 感染症の患者等」についてお気づきの点があればお願いしたい。
副委員長	本文の下から4行目だが、「また感染症対策の実施に当たっては、性差（ジェンダー）による不利益が生じないように配慮する」というのはどういう場面が想定されるのか。
事務局	これについては新型インフルエンザの国の行動計画でも同じように記載があり、パンデミックが起こった場合に、女性のほうが仕事を休まなければならなくなったときに、休みづらいとか、非正規の女性のほうが差別的な事象を受けやすいということが国の文面にあり、それをここで用いている。
委員長	説明を聞くとわかるが、感染症対策と言えば、拡大しないようにという医療系のイメージがあるので、感染症の際の雇用の問題までイメージができずに違和感があった。
事務局	もう少し言葉を補って書くようにしたい。
委員長	最後の段落で「令和8（2026）年『播磨町新型インフルエンザ等対策行動計画』

発言者	内 容
	の改定を行い」とあるが、これは事務局で進められているのか。
事務局	2月か3月の改定になる予定である。
委員長	2つ目の段落は長い文章が多いと思う。「その結果」から4行ほどにわたっているので、区切ったほうが良いと思った。また、「私達はその歴史を風化させてはなりません」というのはここだけスローガンのような表現になっているので、やや違和感があった。検討いただければと思う。よろしいか。 それでは続いて「(8) 性的マイノリティの人々」について何かないか。まず私からだが、「性別」と「性」が混在しているので統一を図ってほしい。また、1行目に項目が3つ、身体的な特徴によって出生時に判定された性、続いて性的指向、ジェンダーアイデンティティとあるが、もう一つ性表現ということも触れていることが多いので、それを入れてほしい。そうすると、最後の施策の方針の手前の2行目も、「性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティ」で等をいれるか、性表現をいれて4つ並べるか、施策の方針の○の1つ目も含めて、4項目を統一して並べるというようにした方がよいと思う。
副委員長	今指摘のあった冒頭のところ、「さまざまな組み合わせがあり、さまざまな在り方が存在します」というのは少し文章がおかしい。
委員長	「さまざまな組み合わせが存在します」というほうが読みやすいと思う。
副委員長	方針の2つ目のパートナーシップ制度について、具体的に使っている人は何組いるのか。まだ制度ができて間がないと思うが参考までに教えてほしい。
事務局	担当課がおらず、詳細は持ち合わせていない。
委員長	それでは、「(9) 様々な人権課題」について、前回の会議でまとめる話になって、アイヌの人々、刑を終えて出所した人とその家族などまとまっているが、気づかれたことはあるか。
委員	施策の方針の3つ目の犯罪被害者及びその家族について、「私生活」が「市生活」になってしまっている。
副委員長	本文2段落目だが、「さらには科学技術の発展に伴い遺伝子による差別」のところがよくわからなかった。

発言者	内 容
事務局 (支障業務)	例えば遺伝子的に病気の可能性が低いといったことや、そういう人の精子を受けて妊娠するといったことも行われるようになっている。逆にそうした遺伝子の検査の結果をもって人間を判断するということが起こりつつあるということである。現在国で取り上げた問題であるということではないが、今後それによる差別も十分考えられる例の1つとして挙げている。例えばだが就職をするときに遺伝子検査の結果を出すといったことが今後考えられるというものである。
副委員長	これはどこから引用されたのか。
事務局 (支障業務)	今はまだ国などが差別と認めているわけではないが、今後あり得る人権課題として触れている自治体はあり、遺伝子の話に触れている計画もある。
副委員長	説明を聞くとなるほどと思う。
委員長	すべてを詰め込むのは難しいかもしれないが、もう少し言葉があるとよいかもしれない。
事務局	削除するのではなく、もう少し説明を追加してということでよいか。
委員長	今回これを載せておくというのは皆さま賛成ということで、もう少しイメージできるよう文言を検討してほしい。
事務局	先ほど質問をいただいたパートナーシップ制度については、播磨町ではこれまでに2組ということである。
委員長	施策の方針の1つ目のアイヌについて、「身近なものとは言えませんが、当然無関係の問題ではなく」とあるが、「当然」は強調しすぎかと思った。 2つ目の刑を終えて出所した人に対する項目で、「人たち」と書いたり「人」になったりとばらつきがある。文の流れでそうなることもあるだろうが統一するほうが良いと思った。
副委員長	1つ目のアイヌの項目で、「独自の言語、宗教や文化の独自性を」とあるが、「独自の言語を持ち」とするか、「言語、宗教や文化の独自性を」とするか、読みやすくしてほしい。また、方針の一番最後だが、「多様な人権課題について町民等の理解を高める取組」について、主語がない。まとめのところなので、これでもよいだろうか。

発言者	内 容
委員長	方針のところは、主語無しで書かれているところが多いかと思う。他にないだろうか。よろしいか。もし後で気づかれた点があれば、次の委員会までに事務局に連絡するという事でよいか。それでは今日は特に第3章の2を詳しく見ていったということになるが、ほかに何かないか。それでは、時間も過ぎているので、その他に進みたい。
事務局	(2) その他 今回は第4章について、文章には起こしているが、計画の推進体制の体制図や各事業と施策の方向性のわかりやすい表をいれて、もう少し詳しく説明できる形でご議論いただける資料を作成したいと思っている。本日追加の資料で、十分説明ができていなかった資料についても、関係事業一覧を見ていただいて、方針の中に入れたほうが良いかどうか等についても、事務局までメール等でご意見いただければと思う。
委員	4章のことだが、次の話だとは思うが、計画の推進について、人権尊重のまちづくり推進計画の4番目で、下から3つ目、町民等からの申し立てを受け、必要に応じて助言、あっせん等を規定しているという項目がある。それが29ページの計画の推進で相談体制の在り方についての記載が必要ではないかと思う。それをここに入れてもらうほうが、必要な項目として入れてほしいと思った。
事務局	大切な項目になるので追記したいと思う。
委員長	それでは議事はここまでになるので事務局にお返ししたい。
事務局	<4 連絡事項> 第5回検討委員会は10月27日(月)9:30開始で調整している。よろしくお願いする。
事務局	<5 おわりに> 教育委員会事務局部長よりご挨拶する。
部長	本日も長時間にわたりご協議をいただき感謝する。資料の不手際があり申し訳ない。本日の協議内容について、次回の会議までに資料をまとめたい。次回もまたご審議をよろしくお願いしたい。今後ともよろしくお願いする。
	以上